

2019 年度 入学試験問題

政経 J 問

政 治・経 済

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm 以上の芯であれば使用可〉で記入することになっています。
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
- III 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
- IV 試験時間は 60 分です。
- V 問題は 17 ページで大問 4 問です。

マーク記入上の注意

1. 解答欄にマークするときは、HB の黒鉛筆で次の正しい例のように、濃く正確にぬりつぶしてください。

2. マークのしかた

(ア) 正しい例

a 解答が 1 つの場合、例えばイと解答するときは

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
-----	---	---	---	---	---

のように、マークしてください。

b 解答が 2 つの場合、例えばイとウと解答するときは

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ

または

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ

のように各 1 つずつマークしてください。

(イ) 悪い例

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(2)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(3)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(4)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(5)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ

○印でかこむ。

(2) 全部をぬりつぶしていない。

レ印をつける。

印をつける。

1 欄に 2 つ以上マークする。

} このような記入をしてはいけません。

3. 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおしてください。

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
-----	---	---	---	---	---

のように×印をしても消したことにはなりません。

4. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、また汚したりしないでください。

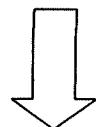
訂 正

政治・経済

記号 (J)

[II] 4 ページ 上から 10 行目

(誤) …財・サービスの性質を…

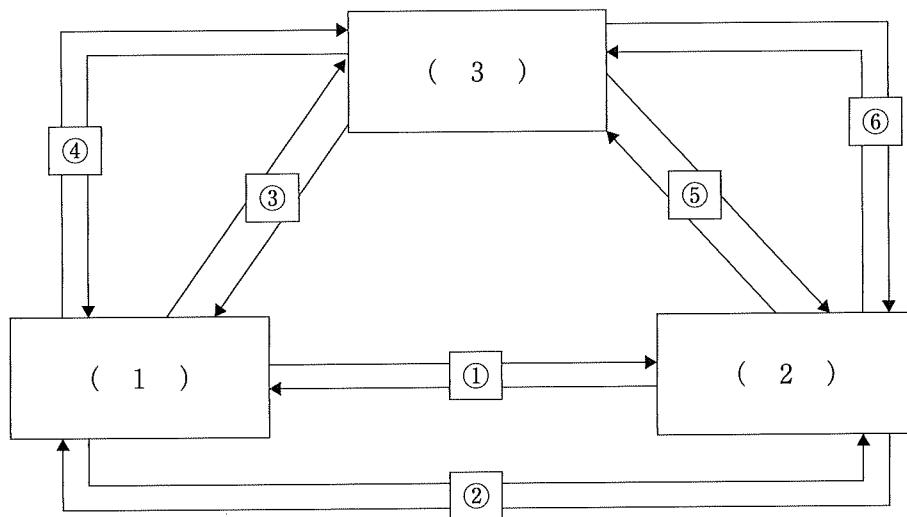


(正) …財・サービスや取引相手の性質を…

以 上

[I] 次の文章を読んで、(1)～(14)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。ただし、同じ語句を 2 回以上選んではいけません。

経済主体には、(1), (2), (3)の 3 つがある。(1)は(4)を行う主体であり、(2)は消費を行う主体である。一方、(3)は財政活動を行う主体である。この三者の間で経済は循環しているが、それを図示すれば下記の通りである。ただし、外国との取引は考慮されていない。



まず、(1)と(2)との間の経済の流れを見る。それは図中①と②の流れである。①は(4)物市場における経済の流れを示している。ここでは、(2)は(1)に代金を支払い、それと引き換えに(1)から財・サービスを購入している。一方、②は(5)市場および資本市場における経済の流れを示している。まず、(5)市場においては、(2)は(1)に(5)を提供し、代わりに(1)から賃金を得ている。他方、資本市場においては、(2)は(1)に土地および(6)を提供し、代わりに(1)から、土地に対しては(7)を、また(6)に対しては(8)を得ている。

次に、(1)と(3)との間の流れを見る。図中では③と④の流れがこれに相当する。(1)は(3)に税金を支払い、(3)から色々な(9)を得ている。(1)から(3)に支払う税金の代表的なものは(10)である。(10)は、2017年度の日本の国家財政における当初予算では収入の12.7%を占めている。その流れを説明したものが③である。

しかし、(1)と(3)との間の経済の流れはこれだけではない。①と同様、(3)も(1)に代金を支払い、それと引き換えに(1)から財・サービスを購入している。その流れが④である。例えば、(3)による道路や橋などの建設、すなわち(11)などがこれに含まれる。

最後に、(2)と(3)との間の流れを見る。図中では⑤と⑥の流れがこれに相当する。⑤は納税の流れを示している。(2)も(3)に税金を支払い、(3)から(12)などの(9)を得ている。(2)から(3)に支払う税金の代表的なものが(13)である。(13)は、同じく2017年度の日本の国家財政における当初予算では収入の18.4%を占めている。

しかし、(2)と(3)との間の経済の流れはこれだけではない。②と同様、(2)は(3)にも(5)を提供し、その代わりに賃金を得ている。その流れが⑥である。例えば、(14)などがこれに該当する。

[語群]

- | | | |
|------------|------------|------------|
| (ア) 公益事業 | (イ) 法人税 | (ウ) 政府 |
| (エ) 歳入 | (オ) 社債 | (カ) 労働 |
| (キ) 公共事業 | (ク) 歳出 | (ケ) 国債 |
| (コ) 生産 | (サ) 預金 | (シ) 印紙税 |
| (ス) 会社員の給与 | (セ) 配当(利子) | (ソ) 行政サービス |
| (タ) 政治献金 | (チ) 利権 | (ツ) 企業 |
| (テ) 社会保障 | (ト) 公務員の給与 | (ナ) 資金 |
| (ニ) 關稅 | (ヌ) 家計 | (ネ) 所得税 |
| (ノ) 地代 | | |

〔II〕次の文章を読んで、問(A)～問(H)に答えなさい。

同じような財・サービスであっても、あるものは政府が関与し、別のものは民間に任せられている。このことを、保険を例に見ていく。同じような保険であっても、医療保険は公的に供給され、火災保険は民間によって供給されている場合が多い。^①なぜこのような違いがあるのだろうか？「命は何よりも大切だから医療保険はすべて政府が関与して公的に供給すべきだ」という理由からだろうか？保険市場では、市場の失敗が起こりうる。^②経済学では、原則的に市場の失敗がなければ民間に任せ、^③市場の失敗がある場合には政府による関与が必要な場合もあると考える。

「もしものとき(非常時)」への備えとして、保険は発明された。保険とは、平常時に被保険者が一定の保険料を支払い、非常時に損害への補償として被保険者に対して保険金が支払われる仕組みである。民間保険であれば保険金は保険会社から支払われ、公的保険であれば保険金は政府等の公的機関から支払われる。

民間保険として、例えば、自宅の火災被害への備えとしての火災保険がある。火災被害のリスクの大きさは、建物の主要構造部(柱)が木造なのか鉄骨なのかコンクリートなのかなどによって異なる。このような違いは、住宅の所有者が当然知っていることであり、建築書類や実際に確認することによって保険会社にとつても観察できる場合が多い。そのため、保険会社は火災被害のリスクに応じた保険料を設定することが可能となる。

医療保険についても、保険をかけられる人(被保険者)の病歴や将来の病気になる可能性について詳細なデータをとることができれば、保険会社が健康リスクの高い人(不健康な人)には高い保険料を、リスクの低い人(健康な人)には低い保険料を設定することが可能である。しかし、現実には、プライバシー保護のために被保険者ごとの詳細な健康情報を保険会社は得ることができない。そのため、仮に民間保険会社が国民全体をカバーする医療保険を提供しようとすると、先の火災保険の場合とは異なり、保険会社は健康リスクの平均に合わせた保険料、つまり各個人の健康リスクとは関係なく一律の保険料を被保険者に設定することになる。

医療保険の場合、保険会社は被保険者の健康リスクについて正確に知ることは

できないが、被保険者は自分がどの程度健康かはおおよそ知っているだろう。平均的なリスクに合わせた一律の保険料体系の下では、病気になるリスクの低い人は、本人のリスクの割に高い保険料を支払わなければならぬため、納得することはできないだろう。結果としてリスクの低い人は、そのような保険市場から退出することになる。他方、リスクが相対的に高い人は保険に加入し続けるため、加入者一人あたりの保険金支払額はより高くなる。これは、保険料の引き上げにつながり、リスクの低い人は一層、保険市場から退出することになる。結果的に、非常にリスクの高い人に対してのみ保険が供給され、大多数の人を対象とする医療保険市場は消えてしまうかもしれない。

買い手または売り手が市場で取引されている財・サービスの性質を知らないために、このように市場がそもそも成立しない、あるいは市場が縮小するという問題が生じる。これは市場の失敗の一例であり、逆選択(逆選抜)、または逆淘汰^④と呼ばれる現象である。この問題を避けるために、多くの国では社会保険^⑤としての医療保険に国民を強制的に加入させていると考えられる。

一方で、強制医療保険を再分配の手段としても利用しようとする議論がある。しかし、医療保険を所得再分配の手段として用いることは別の問題を生じさせかねない^⑥。所得再分配政策としては、医療保険ではなく、所得税や生活保護^⑦などの政策手段を用いることがより望ましいと考えられる。市場の失敗をどのように解決すべきかという観点で、公的医療保険を考える必要がある。

問(A) 下線部①に関して、日本においてすべての国民が医療保険に加入する国民皆保険が実現した年として、最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 1941 年 (イ) 1951 年 (ウ) 1961 年 (エ) 1971 年
(オ) 1981 年

問(B) 下線部②に関して、本文を参考に火災保険が民間の保険会社によって供給されている理由として、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 火災保険の補償範囲は、住宅などの財産であり、人命とは関係ないため。
- (イ) 保険会社が火災被害のリスクを判断できるため。
- (ウ) 保険会社と住宅の所有者が火災被害のリスクを同程度に知っているため。
- (エ) 火災被害のリスクが高い住宅には高い保険料を、リスクが低い住宅には低い保険料を設定することができるため。

問(C) 下線部③に関して、本文の医療保険における市場の失敗の原因として、最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 自然独占
- (イ) 外部経済
- (ウ) 外部不経済
- (エ) 情報の非対称性
- (オ) 公共財

問(D) 下線部④に関して、逆選択の例として、最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 上流にある企業が汚染した水を河川に流した結果、それを用いた下流にある企業は生産コストが大きくなる。
- (イ) 中古車の品質は、中古車業者は知っているが、消費者は知らない。その結果、中古車の市場では低い品質の車ばかりになってしまう。
- (ウ) 発電プラント設置の投資は莫大なため、発電業者の競争相手は現れることはなく、消費者は高い電力価格に直面する。
- (エ) 多くの人が同時に利用できる道路は、民間業者からの供給が難しい。
- (オ) 保険市場が競争的になった結果、保険の購入者は保険料の高い保険を購入せざるを得なくなる。

問(E) 下線部⑤に関して、日本の社会保険の特徴として、最も適当でないものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 具体的には、医療保険、年金、介護保険などがある。
- (イ) 政府が国民に強制加入させる保険である。
- (ウ) 政府が費用をすべて負担する保険である。
- (エ) 疾病、老齢、障害、失業などに対して一定の給付が行なわれる公的保険制度である。
- (オ) 加入者と国の拠出保険料を基金として一定の給付が行われる。

問(F) 下線部⑥に関して、「医療保険を所得再分配の手段として用いること」とは、具体的にはどのようなことを指すだろうか。最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 所得に関係なく、一律に医療保険料を設定すること。
- (イ) 健康リスクの高い人の医療保険料は、高く設定すること。
- (ウ) 所得の高い人の医療保険料は、健康福祉向上のため低く設定すること。
- (エ) 所得の低い人の医療保険料は低く設定し、所得の高い人の医療保険料は高く設定すること。
- (オ) 健康リスクに関係なく、一律に医療保険料を設定すること。

問(G) 下線部⑥に関して、「医療保険を所得再分配の手段として用いること」によってどのような結果が生じる可能性があるだろうか。最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 再分配手段として、例えば、所得の低い人に対してより高い給付を行った場合、病気になって高い給付を受けることになる所得の低い人は、所得の高い人と比べて健康に注意を払わなくなる。
- (イ) 再分配手段として、例えば、所得の低い人に対してより高い給付を行った場合、病気になって低い給付を受けることになる所得の高い人は、所得の低い人と比べて健康に注意を払わなくなる。
- (ウ) 再分配手段として、例えば、所得の高い人に対してより高い給付を行った場合、病気になって高い給付を受けることになる所得の高い人は、所得の低い人と比べて健康に注意を払わなくなる。
- (エ) 再分配手段として、例えば、所得の低い人に対してより低い給付を行った場合、病気になって低い給付を受けることになる所得の低い人は、所得の高い人と比べて健康に注意を払わなくなる。

- 問(H) 下線部⑦に関して、日本の生活保護制度(2018年6月現在)の説明として、最も適当でないものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。
- (ア) 生活保護受給世帯は、高等教育も無償化されている。
- (イ) 生活困窮者に対して、無償の経済給付が行われる。
- (ウ) 生活扶助・住宅扶助・教育扶助・葬祭扶助・生業扶助・出産扶助において、金銭給付を行っている。
- (エ) 医療扶助・介護扶助において、現物給付を行っている。
- (オ) 憲法25条の理念を具体化するための生活保護法に基づいた制度である。

〔III〕 次の文章を読んで、(1)～(5)に入れるのに最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。

第二次世界大戦後の東西冷戦はヨーロッパに端を発するが、実際には大規模な武力衝突は起きなかった。これに対し、アジアやアフリカにおいては、欧米諸国の植民地支配からの独立過程でさまざまな武力紛争が発生した。

インドのネルー、中国の周恩来、インドネシアのスカルノ、エジプトのナセルといった指導者たちは、1955年、第1回アジア・アフリカ会議を開催し、米ソ両陣営とは距離を置く第三世界の存在を世界に示した。民族・宗教・社会制度などの違いを越えて結束を図ろうとするこの会議が開催されたのは、オランダとの戦争を経て独立したインドネシアの都市(1)である。しかし、300 もの民族が居住するインドネシア自体、分離・独立問題を抱えている。ポルトガルが1974年に(2)の主権を放棄すると、インドネシアは武力侵攻して併合を宣言し、独立派住民を弾圧した。1999年、日本も参加して国連監視下で実施された住民投票の結果、(2)の独立が決定し、2002年に正式に独立した。

イギリスから独立したインドは、中国との間で、領土保全および主権尊重、相互不可侵、内政不干渉、互恵・平等、平和共存の平和五原則を確認した。この平和五原則をふまえて、上述のアジア・アフリカ会議では平和十原則が採択された。しかし、中印両国はヒマラヤ山中の国境をめぐって対立し、1962年には大規模な軍事衝突にいたった。中印国境紛争は、アジア・アフリカ諸国の連帯に亀裂をもたらす事件であった。

なお、イギリスから独立する際、ヒンドゥー教徒が多数を占めるインドとイスラム教徒が多数を占めるパキスタンは分離した。このため、インドにいたイスラム教徒はパキスタンへ、パキスタンにいたヒンドゥー教徒はインドへ、迫害を恐れて大移動し、各地で暴動や虐殺が発生した。その後、パキスタン北部とインド北西部にまたがる(3)の帰属をめぐって、両国は武力衝突を起こした。さらに、インドをはさんだ東パキスタン地域に住むベンガル人の独立運動をめぐって、印パ両国は戦争を行った。1971年、東パキスタンは独立を果たし、ベンガル語で「ベンガル人の国」を意味する(4)が建国された。このように長期にわたり

激しく対立した印パ両国は、それぞれ核開発を行った。パキスタンの原爆製造を主導したカーン博士は、核関連物質と核技術を調達・販売する「核の闇市場」を形成して核拡散を助長したといわれる。

インドシナ半島も戦乱に明け暮れた。ベトナムは、フランスからの独立をめぐる戦争の結果、南北に分断された。フランス撤退後、アメリカの支援を受ける南ベトナムは、中国やソ連の支援を受ける北ベトナムと戦った。ベトナムの隣国（　5　）では、長らく内戦が続いた。この内戦では、ポル・ポト派による大量虐殺が報告されている。冷戦終結後、国連により（　5　）の国家再建が図られ、日本の自衛隊も平和維持活動に参加した。

〔IV〕 次の会話文を読んで、問(A)～問(F)に答えなさい。

父：葵、お誕生日おめでとう。葵ももう16歳か。

母：おめでとう。16歳というと、もう結婚もできちゃう年齢よ。

父：ええ！ 結婚はまだダメ。早すぎるよ。

母：冗談よ。でも、女性は親の同意があれば16歳で結婚できるのは確かだし、

親の同意というのは、どちらか一方の親の同意でいいと考えられているらしいわよ。つまり、私が同意すれば葵は結婚できるの。

父：いや、そんなことはない。つい最近、婚姻適齢が改正されたじゃないか。男女ともに18歳にするということだっただろう。

母：あの法律が施行されるのは、2022年4月だったでしょう。葵はもう結婚できるわ。

葵：あのね、勝手に話を進めないでくれる？ 私はまだ結婚したいなんて言っていないわ。

母：そういえば、そうね。でも、お母さんは、結婚に親の同意なんて要らないと思っているわ。葵が結婚したいと思う人を自分で決めて、結婚しなさいね。憲法も、結婚は、「両性の合意のみに基いて成立」すると定めているのよ。

葵：あ、それ、このあいだの授業で習ったわ。ええと、憲法24条だよね。

1項 ①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、(1)の尊厳と両性の(2)平等に立脚して、制定されなければならない。

父：もうそこまで習っているのかい。確かに、それが、とくに家族に関する法制度のあり方を定めた規定だね。(1)として尊重されることは憲法13条で保障されているし、^②法の下の平等は憲法14条で保障されているけれど、さらに念押るように、家族に関する法制度の中でも、それを実現するんだという宣言をしているんだろうね。

母：憲法 24 条と憲法 14 条といえば、最近、再婚禁止期間に関する違憲判決があつたわね。

葵：聞いたことはあるわ。女性にだけ再婚禁止期間が定められているんだよね。
えーと、どんな判決だった？

母：民法 733 条 1 項は、2016 年に改正されたけれど、改正前は女性だけに 6 か月の再婚禁止期間を定めていたの。その違憲性が問題になった判決よ。2015 年 12 月 16 日最高裁判決(民集 69 卷 8 号 2427 頁)は、(a)日の再婚禁止期間を設ける部分は合憲だけれど、(a)日を超える部分は違憲だと判示したわ。

葵：どうして(a)日で区別されるの？

母：それを理解するためには、再婚禁止期間が設けられている理由を知る必要があるわ。民法 733 条 1 項の立法目的について、判決は、「女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにある」と言っているわ。

葵：父性の推定が重複するって、どういうこと？

母：それには民法 772 条が関係しているの。

自然生殖の場合、子を産むのは女性だから、生まれた子の母親がだれかは明らかでしよう。でも、父親については、DNA鑑定でもしないかぎり、その子との生物学的な意味での繋がりがあるのかどうかは判らない。そこで、民法 772 条は、だれが父親であるかを男女の婚姻関係と関連づけて、こんなふうに定めているのよ。

1 項 妻が婚姻中に懷胎した子は、夫の子と推定する。

2 項 婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懷胎したものと推定する。

葵：ええと……うん、頭の中で図を描いてみて、ようやく理解できたわ。つまり、仮に離婚後すぐの再婚を認めてしまうと、前の夫の父性推定と、再婚しようとする夫の父性推定が重複してしまうということね。それで、その父性推定の重複を避けるためには、再婚禁止期間は、(a)日で十分と言えるとい

うことね。

母：そう。わかってくれて良かったわ。

父：ちなみに、さっき言っていた婚姻適齢を定めているのは、民法731条だけれど、これも憲法24条や憲法14条の観点からは、問題になりうる規定だったから、法律の改正が実現して良かったよね。

母：それはそうね。もっとも、私は、未成年者が婚姻するのに親の同意は要らないと思うけれど、婚姻適齢は要ると思うわよ。たとえば13歳の子ども同士が結婚することを合意したって、認めるべきではないと思うわ。

葵：私も13歳の子どもの結婚については、同意見よ。でも、子どもと大人の区別って、曖昧だよね。さっき二人が話していた法律って、婚姻適齢だけでなくて、成年年齢も改正された法律だよね。これまで子どもと判断していた年齢の人を、ある日を境に、大人と判断することにしちゃうんだから。

父：そうだね。法律上は、子ども(「未成年」)と大人(「成年」)とを一律の年齢で区別して、扱いを大きく変えているね。未成年者は保護すべき対象だと考えるわけだけれど、どの年齢までを保護すべきなのかは、政策的な判断も含むということだろう。

母：そうね。そういう意味では、成年年齢を改正した法律では、新たに成年と扱われる18歳、19歳の人への保護が不十分になることが心配されているわね。

父：そうそう、とくに、消費者被害に遭うことが心配されているね。民法では未成年者に未成年者取消権を認めているけれど、成年になるということは、これが無くなってしまうということだからね。

葵：未成年者取消権？

父：たとえば、未成年者である葵のところへ、こんな電話がかかってきたとしよう。「〇〇高校へのご入学、おめでとうございます。入学者の中でもとくに成績優秀だったあなたは、厳正な審査の結果、フィットネスクラブの会員に選ばれました。記念品も用意しておりますので、一度当社へお越しください。」

葵：フィットネスクラブか……確かに、少し興味があるかな。

父：そう、それで葵は、その会社を訪れた。お父さんやお母さんに相談すること

もなく、ね。訪れた会社では、応接室に通されて、フィットネスクラブの説明が始まった。説明によると、そのフィットネスクラブへ通うためには、会社指定の器具を買わないといけないらしい。その器具の値段は、30万円だという。葵は、とても払えないと言ったけれど、しつこく勧められて、契約書にサインしてしまった。大胆にも、1回払いだ。

葵：うーん、ありそうな話だね。

母：アポイントメント・セールスとかアポイントメント商法といわれる手口の典型ね。

父：こういう場合、葵は未成年者だから、未成年者であることだけを理由に、この契約を取り消すことができるんだ。この未成年者取消権の存在が、未成年者に不当な契約を結ぶよう勧誘しようとする事業者に対して、強い抑止力となっていると考えられているんだよ。

母：そうそう、それは(b)センターの統計にも現れているよ。全国の消費生活センター等に寄せられた「消費生活相談」のうち、^④契約当事者が18歳～22歳までの相談件数は、全体から見ると割合は少ないけれど、20歳になると相談件数が急増する特徴があるそうよ。

葵：なんだ。新成年となる年齢では、とくに気をつけないといけないね。

父：そうだね。もっとも、さっき話した例だと、葵に電話をかけてきた会社がした販売方法は、さっきお母さんが言っていたとおり、いわゆるアポイントメント・セールスの典型だ。こういう場合は、成年者であっても、契約書面を受領してから8日を経過するまでは、クーリング・オフができるはずだよ。

「(3)に関する法律」で認められている制度なんだ。

葵：ああ、それ。ふつう、(3)法と略称される法律ね。2000年に訪問販売法から名称が変わったんだよね。クーリング・オフ制度は、私も聞いたことがあるけれど、正確なところまでは知らなかったなあ……。

母：消費者教育の必要性も指摘されているわね。葵も賢い消費者になってね。

葵：はーい、未成年者として保護されるのも、もう少しのことだしね。

母：そうね。でも、未成年者として保護されるということは、言い換えれば、一人ではすべてを決定できない場合もあるということでしょう。契約をするに

も、結婚するにも、基本的にお父さんやお母さんの同意を得なければいけないのよ。

父：そう。基本的人権が制約されているということなんだよ。それが、ほんとうに未成年者の保護のための制約であればいいんだけれどね。

葵：そっかあ、確かに、親の同意を得ないといけないのは窮屈なこともあるよね。

母：でも、成年になっても、基本的人権が制約されることはあるのよ。

葵：あ、それは知っているわ。「公共の福祉」による制約でしょう。

父：お、よく勉強しているね。問題は、「公共の福祉」を理由に、どこまでの制約が許されるのかということだ。たとえば、最近、(4)保護法下でかつて行われていた強制不妊手術の実態が一部明らかになって、耳目を集めただろう。

葵：うん……そんなことが行われていたなんて、新聞で読むまで、全然知らなかつたわ。

母：そうね、お母さんも詳しくは知らなかつたわ。(4)保護法は1948年に成立したわけだけれど、新聞によると、その成立過程の議論では、「(4)手術」(不妊手術)の強制は、基本的人権の侵害に当たらないかという指摘もあったというわ。でも最終的には、「公益上の目的」で「憲法の精神に背かない」と結論づけられたそうよ。

父：(4)保護法は、その第1条で、「(4)上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的の一つに掲げていたんだ。遺伝性があるとされた病気や障害のある人に対して、強制的に「(4)手術」が行われることがあったんだね。もっとも、今では遺伝性のものとは考えられない病気や障害だって、強制的な「(4)手術」の対象に含まれていたみたいだよ。1952年には法律が改正されて、遺伝性のない精神障害や知的障害を抱えている人に対しても、保護義務者の同意があれば、「(4)手術」が行われうるようになったと言うね。この法律への批判は1970年前後から高まっていたようだけれど、(4)保護法が「母体保護法」に改正されたのは、1996年のことだったね。

葵：そんな法律が実際に存在していたなんて、いま聞くと信じられない。でも、

この間テレビで、当時手術を担当した医師のインタビューを見たの。その医師は、当時、「(4)手術」は必要なことで、自分のしていることに深い疑問を抱かなかったと言っていたわ。私自身、当時の社会に生きていて、国が必要だというなら、そういうものかと思ってしまっていたかもしれない。差別なのかもしれないと疑うことから、目を背けていたかもしれない。

母：そうね。当事者の立場でものごとを考えられるようになることも、自分の心のやましさに気がつくことも、とても大事なことだと思うわ。国が言っているから、多くの人が言っているからということは、自分自身が判断する基準とはならないはずだからね。

葵：うん、そうだね。大人になると、自分の判断に責任を持たないといけないんだもんね。判断に自信が持てるかどうかはともかくとして、問題に向き合う姿勢は忘れないでおこうと思うわ。

父：お父さんもそうするよ。また一緒に議論しよう。

問(A) 文中の(1)～(4)に入れるのに最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。

問(B) 下線部①に関して、日本国憲法上、同性婚は認められないとも考えられている。その中で、一部の地方公共団体では、条例を定め、いわゆる「パートナーシップ証明書」を交付するなどして、ダイバーシティが目指されている。(i)では、「(i)男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づき、2015年11月5日に、日本初となる同性パートナーシップ証明書の交付を開始した。(i)に入る地方公共団体の名称を、解答欄に記入しなさい。

問(C) 下線部②に関して、その第2条1項において、「労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようすること」を基本的理念として定めている法律は何か。その名称を解答欄に記入しなさい。

問(D) 下線部③に関して、消費者の利益の擁護を図ることを謳っており、その第1条において下記のとおり定めている法律は何か。その名称を解答欄に記入しなさい。

……消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができるとする……

問(E) 文中の(a)に入れるのに最も適当な数字を解答欄に記入しなさい。

問(F) 下線部④(b)センターは、ある独立行政法人である。その独立行政法人に関する法律において、(b)センターの目的は、「(b)の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から(b)に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施し、及びその利用を容易にすること」と定められている。(b)に入れるのに最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。

(以上)